

# 一般社団法人 minori 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 minori と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人と人との助け合い、支え合い、補い合う共生の地域作りをとおして、支援を必要とする人々の自立に寄与することを目的として以下の事業を行う。

- (1) 被災者支援事業
- (2) 生活困窮者支援事業
- (3) 住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証事業
- (4) 住宅確保要配慮者に対する生活支援事業
- (5) 本条の目的に類する事業を行う正会員および準会員に対する助成事業
- (6) その他当法人の目的を達成するに必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 当法人には次の会員を置く。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して正会員として入会した団体及び個人
  - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して準会員として入会した団体及び個人
  - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 既に正会員となっている団体に所属する個人、あるいは既に正会員となっている個人が所属する団体は原則として新たに正会員となれない。



(入会)

第6条 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するために、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、下記のとおり会費を納入しなければならない。

(1) 年会費

正会員	金10,000円
準会員	金1,000円
賛助会員 一口	金5,000円

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があつたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出していつでも退社することができる。

(除名)

第10条 当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその正会員を除名することができる。

2 準会員及び賛助会員の除名に関しては、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、理事会において決定する。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所並びに種別を記載した会員名簿





を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。



#### (決議事項)

第14条 当法人の社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項



#### (開催地)

第15条 社員総会は、熊本県内において開催する。



#### (招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに全社員に対して発する。

#### (決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決



権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第4章 役員等

(役員の設置等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうちから、代表理事を選任する。また、代表理事は1名以上とする。
- 3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査



報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業  
務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに  
関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す  
る定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時ま  
でとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新  
たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事  
を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2  
以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上  
の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の権限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取  
引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間にお  
ける当法人とその理事との利益が相反する取引

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

第5章 理事会

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び予算案の承認
- (5) 準会員及び賛助会員の除名

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならぬ。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第39条 当法人は、剰余金を分配することができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第40条 当法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

### (最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年4月30日までとする。

### (設立時の役員等)

第44条 当法人の設立役員は次のとおりである。

設立時理事	高木 聡史
設立時理事	山口 一海
設立時理事	矢田部 裕介
設立時理事	岡田 紗織
設立時監事	村上 泰幸

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

高木 聡史
角田 和則

### (法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。





以上、一般社団法人 minori 設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年4月23日

設立時社員

高木 聡史



設立時社員

角田 和則





登簿平成30年 第126号

この定款の設立時社員高木聡史及び同角田和則は、  
本公証人の面前で、全設立時社員が各自の記名押印を  
自認している旨を陳述した。

~~\_\_\_\_\_~~



よって、これを認証する。

平成30年5月2日、本公証人役場において

熊本市中央区九品寺2丁目1番24号

熊本地方法務局所属

公証人

関美都子

